カレットリサイクル推進連絡協議会に係るガラスびん収集運搬及び選別加工・再資源化業務事業者募集要項

１　趣旨

三木市、小野市、加西市、稲美町、播磨町（以下「構成機関」という。）は、構成機関内で排出されるガラスびんの処理を広域で取り組むことにより効率的かつ安定したガラスリサイクルの推進と再生処理の品質向上を図るため、カレットリサイクル推進連絡協議会（以下「協議会」という。）を組織し、播磨圏域内でのガラスびんの資源循環・水平リサイクルに向けた取り組みを行っている。

この度、協議会では構成機関のガラスびん収集運搬及び選別加工・再資源化を播磨圏域内で実施する事業者を募集する。

２　募集事項

（１）業務名　ガラスびん収集運搬及び選別加工・再資源化業務

（２）業務形態・業務内容

①　契約形態　委託契約

②　業務内容　別紙「カレットリサイクル推進連絡協議会に係るガラスびん収集運搬及び選別加工・再資源化業務事業者募集仕様書」のとおり

③　業務期間　令和９年４月１日から令和10年３月３１日まで

※各構成機関と単年度契約とし、最長２回更新（３年間）できるものとする。

３　応募に関する事項

（１）申請資格（申請者に求める資格・要件）

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体であることとする。

①　法人等の団体であること

（法人格の有無は問わない。個人による申請は不可。グループ応募の場合は、グループを代表する団体及び構成団体を定めること。）

②　団体又はその代表者が次の全ての要件を満たしていること

ア　地方自治法施行令第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号に規定する欠格事項に該当しないこと

ウ　構成機関から指名停止措置を受けていないこと

エ　構成機関の市税及び町税を滞納していないこと

オ　会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと

カ　三木市暴力団排除条例第２条第２号及び同条第３号、小野市暴力団排除条例第２

条第２号及び同条第３号、加西市暴力団排除条例第２条第２号及び同条第３号、稲美町における暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号、播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例第２条第２号に規定する事項のいずれにも該当しないこと

③　過去５年以内において、継続して１年以上ガラスびんの収集運搬及び選別加工・再資源化業務に従事していること。

（２）募集・選定手続き

①　募集要項の配布

ア　配布期間

令和８年１０月１９日（月）から令和８年１２月１１日（金）まで

（但し、土曜日、日曜日、祝祭日及び振替休日を除く）

配布時間は、午前９時００分から午後４時３０分まで

イ　配布場所

カレットリサイクル推進連絡協議会事務局（加西市環境部環境課内）

〒６７５－２３９５　加西市北条町横尾１０００番地（付属棟２階）

電話　０７９０－４２－８７１９　ＦＡＸ　０７９０－４２－６２６９

②　申請方法

ア　提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出すること。なお、必要に応じて追加資料を求める場合がある。

〇申請書

〇事業計画書

〇業務の実施体制

〇見積書

〇申請の資格を有していることを証する書類

〇当該法人等の経営状況を説明する書類

イ　提出部数

・正１部、副５部（片面印刷）

ウ　申請先及び申請方法

次の提出先に持参か郵便書留により申請すること。なお、電子メール、ＦＡＸでの申請は不可とする。

（提出先）

カレットリサイクル推進連絡協議会事務局（加西市環境部環境課内）

〒６７５－２３９５　加西市北条町横尾１０００番地（付属棟２階）

電話　０７９０－４２－８７１９　ＦＡＸ　０７９０－４２－６２６９

エ　提出期間

・令和８年11月２日（月）から令和８年１２月１１日（金）まで

（但し、土曜日、日曜日、祝祭日及び振替休日を除く）

・郵送の場合は、郵便書留により提出期限の午後５時１５分まで必着

オ　留意事項

・申請に係る経費は全て申請者の負担とする。

・提出された書類は返却しない。

③　質疑応答

応募に際してご不明の点等については、令和８年１２月４日（金）まで質問を受け付ける。質問は、末尾記載の問い合わせ先まで、ＦＡＸで提出すること。質問に対する回答は、加西市ホームページに掲載する。

４　事業者選定方法及び評価基準

（１）審査方法及び評価基準

・事業者選定は、協議会において書面審査により行うが、必要に応じて申請者に対して聞き取り審査を行う。

・審査は非公開とし、令和９年１月中に実施予定とする。

・審査にあたっては、以下の評価基準に基づき採点し、最高得点の申請者を協議会において選定する。なお、合計点が 60 点を上回っている者がいなかった場合、事業者の選定は行わない。

・審査結果については、応募者全員に通知する。

（評価基準）

	評価項目	評価基準	配点
1	同種業務受注実績	他の地方公共団体等との同種業務受注実績数	１０
2	事業の安定性	直近の財務状況が安定的か。 事業を継続的に遂行する能力があるか。	１０
3	収集運搬方法	収集運搬工程、所要時間、業務従事者数、使用車輌数、不測の事態（交通事故対応等）	２０
4	選別加工・再資源化	ガラスのリサイクル率	２０
5	播磨圏域内でのガラスびんの資源循環・水平リサイクル	播磨圏域内でのガラスびんの資源循環・水平リサイクルが行われるか	２０
6	業務の実施体制	業務を遂行するための組織体制が充実しているか	１０
7	見積金額	最低金額を 10 点とし、按分計算を行う	１０
合計			１００

※評価基準に掲げている事項は、事業計画書等に必ず記載すること。

（２）契約締結

協議会は選定した事業者と構成機関との契約締結に向けた交渉を行い、各構成機関は、協議会が選定した事業者と単年度契約を締結する。

※契約については、最長２回更新（３年間）できるものとする。

５　その他

（１）スケジュール

令和８年１０月１９日（月）　募集要項配布開始
　　１１月　２日（月）　質問受付開始、申請書受付開始
　　１２月　４日（金）　質問締切
　　１２月１１日（金）　申請書受付締切
令和９年１月中旬　　協議会による事業者の選定
　　３月下旬　　構成機関と事業者との委託契約締結
　　４月１日　　事業者による業務開始

（２）応募に伴う費用負担

事業計画書等作成など応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

問い合わせ先

カレットリサイクル推進連絡協議会事務局（加西市環境部環境課内）
電話　０７９０－４２－８７１９　ＦＡＸ　０７９０－４２－６２６９

カレットリサイクル推進連絡協議会に係るガラスびん収集運搬及び選別加工・再資源化業務事業者募集仕様書

事業者は、協議会構成機関が委託して行うガラスびん収集運搬及び選別加工・再資源化業務をこの仕様書により行うものとする。

１　業務内容

構成機関のごみステーションに設置するスチールドラム缶及びプラスチックドラム缶等（基本的にドラム缶の容量は２００Ｌ程度）に排出されたガラスびん（無色・茶色・その他の色）を指定した日時に収集し、ガラスびんの原料となるカレットを製造するための選別加工・再資源化を行う。

また、本事業は播磨圏域内でのガラスびんの資源循環を目的としているため、カレットについては、出来る限り播磨圏域内（構成機関の所在地内）に所在するガラスびん製造メーカーに引き渡す等、播磨圏域内でのガラスびん再生に寄与するものとすること。

２　業務期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月３１日まで

※各構成機関と単年度契約とし、最長２回更新（３年間）できるものとする。

３　令和８年度の実施状況等（参考）

（１）構成機関ごとの収集運搬及び選別加工・再資源化の状況（R7 年度実績）

	三木市	小野市	加西市	稲美町	播磨町
回収台数	19 台	12 台	14 台	5 台	5 台
走行距離	1,282km	835km	1,150km	199km	131km
ステーション数	338	243	292	108	101
コース 収集日 ・ 収集車台数	①川北 第 1 火曜：2 台 ②別所 第 1 土曜：2 台 ③青山 第 3 火曜：1 台 ④川南西 第 4 月曜：1 台 ⑤川南東 第 4 月曜：1 台 ⑥緑ヶ丘 第 3 火曜：2 台 ⑦志染 第 4 火曜：2 台 ⑧細川・口吉川 第 4 木曜：2 台 ⑨自由ヶ丘 第 4 土曜：3 台 ⑩吉川 1 第 2 金曜：1 台 ⑪吉川 2 第 2 土曜：2 台	①来住・下東条 第 1 水曜：3 台 ②大部・福田 第 2 火曜：1 台 ③市場 第 3 水曜：2 台 ④河合 第 3 金曜：2 台 ⑤市街東 第 4 水曜：2 台 ⑥市街西 第 4 金曜：2 台	①北条Ａ 第 1 金曜：2 台 ②北条Ｂ 第 1 木曜：2 台 ③富田 第 1 火曜：1 台 ④賀茂 第 2 金曜：1 台 ⑤下里 第 2 木曜：2 台 ⑥九会 第 3 土曜：2 台 ⑦富合 第 1 土曜：1 台 ⑧多加野 第 3 木曜：1 台 ⑨西在田 第 2 火曜：1 台 ⑩在田 第 2 土曜：1 台	①加古 第 2 月曜：1 台 ②北山 第 2 水曜：1 台 ③国岡 第 3 水曜：1 台 ④母里 第 3 木曜：1 台 ⑤六分一 第 3 金曜：1 台	①第 2 月曜地区 第 2 月曜：2 台 ②第 3 月曜地区 第 3 月曜：3 台

・令和８年度は、㈱大原ガラスリサイクルに業務委託している。委託内容は、ごみステーションから㈱大原ガラスリサイクル播磨工場への収集運搬、選別加工・再資源化である。（カレットは、日本山村硝子㈱播磨工場へ納入している。）
・収集は、ユニック車によりスチールドラム缶及びプラスチックドラム缶（無色・茶色・その他の色の３種類に分別）をクレーンで吊り上げ、回収している。

（２）構成機関ごとのガラスびん回収量

（単位：ｔ）

自治体	年度	上半期	下半期	合計	月平均
播磨町	R7	55.2	53.9	109.1	9.1
	R6	58.7	55.8	114.4	9.5
稲美町	R7	42.7	41.1	83.8	7.0
	R6	47.0	44.2	91.2	7.6
三木市	R7	116.4	109.4	225.8	18.8
	R6	129.0	117.0	245.9	20.5
加西市	R7	84.5	79.6	164.0	13.7
	R6	92.2	84.6	176.9	14.7
小野市	R7	75.1	72.4	147.5	12.3
	R6	82.8	76.1	158.9	13.2
合計	R7	373.9	356.4	730.3	60.9
	R6	409.7	377.6	787.3	65.6

４　見積書の作成

別紙「見積書の作成について」を参照の上、作成すること。

５　収集日・コース

収集日・コースに関しては、基本的に令和７年度と同様とする。３（１）の表を参照すること。（詳細については、契約後、構成機関と打ち合わせすること。）

６　収集作業

（１）収集開始時間、収集終了時間は、構成機関からの指示に従い、できるだけ迅速に行うものとする。
（２）収集作業は、安全かつ効率的に実施すること。なお、ガラスびんの取り残しがあった場合、その他構成機関から指示があった場合は、速やかに対応すること。
（３）収集作業を適正に処理するために必要な数の職員を配置し、収集運搬車両１台につき、

運転手１人、収集作業員１人以上で行うこと。

（４）収集作業は、スチールドラム缶又はプラスチックドラム缶（無色・茶色・その他の色の３種類に分別）からの回収となる。但し、排出量の比較的少ないごみステーションはかご等を使用する場合がある。なお、スチールドラム缶で錆が酷い状態のものなどは、新しいドラム缶と交換すること。

（５）回収時に異物が混入しているなど、分別が適正になされておらず、未回収とする場合は、未回収の理由を掲示すること。また、現場の状況が把握できる写真を撮影の上、直ちに構成機関まで写真データを送り、現場の状況を報告すること。

（６）回収作業中にガラスびんの欠片が飛散した場合は、ほうき、ちり取りにより必ず収集するなど、ごみステーションの清潔保持に努めること。

（７）回収完了後、不法投棄を防止するため、ドラム缶を裏返しにすること。但し、蓋付きのドラム缶や自治会の要望で裏返しを希望しないごみステーションもあるため、契約後、構成機関からの指示に従うこと。

（８）回収毎に回収日報を記録し、当月分を翌月の末日までに構成機関へ報告すること。但し、緊急を要する場合は構成機関が定めた期日までに提出すること。

（９）業務中は、構成機関から連絡が常に取れる体制をつくっておくこと。

（１０）収集運搬車両の運行は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）等関係法令を遵守し、事故防止に努めること。

（１１）収集作業中に事故が発生した場合は、直ちに構成機関に報告すること。また、誠意をもって対応し、受託者の責任において解決すること。

（１２）収集作業中は、作業地域や通行者等に迷惑をかけないこと。

７　一般的な遵守事項

業務の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第３条に定める基準その他関係法令の規定のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）収集作業員は、構成機関の委託業務であることを念頭において、住民に対して常に懇切丁寧に対応すること。

（２）委託業務の処理に当たっては、他の車両の交通を妨害しないよう留意するとともに、道路上でガラスびんの積替え又は分別をしないこと。

（３）構成機関から何らかの改善の指示を受けた時は、速やかに改善し、その結果を構成機関に報告すること。

（４）常にほうき、ちり取り等清掃用具を携行し、飛散したごみは必ず収集し、ごみステーション等、委託業務を処理する場所の清潔の保持に努めること。

８　受託者の責務

（１）言動が粗暴な者、品行不良な者、業務遂行に支障をきたす健康状態である者その他構成機関が不適当と認める者を業務に従事させないこと。
（２）受託者は、収集作業員等に対し関係法令、契約書及びその他の業務に必要な事項を熟知させるとともに指導教育をしなければならない。
（３）受託者は、業務を一括して第三者に委託することができないこととする。但し、協議会が認める場合は、収集運搬業務を委託仕様書を作成のうえ、個別に第三者に委託することができる。

９　経費等の負担

本業務を行うために必要な経費等は、すべて受託者の負担とする。

１０　委託の解除

構成機関は、受託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委託契約を解除することができる。この場合において、受託者に損害が生じても、構成機関はその責めを負わない。
（１）受託者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第４条第１号から第３号までに定める基準に適合しなくなったとき。
（２）受託者が契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められたとき。
（３）受託者が構成機関の指示に従わなかったとき。

１１　損害賠償

受託者は、本業務の処理に関して、構成機関又は第三者に損害を与えた時は、受託者の負担において、その損害を賠償しなければならない。

１２　委託料の支払

受託者は、月ごとに委託料の支払を構成機関に請求するものとし、構成機関は翌月末までに前月分を支払うものとする。但し、双方で協議の上、支払方法を変更する場合はその限りではない。

１３　委託業務内容の変更

構成機関は、必要があると認めるときは受託者と協議の上、収集区域その他、本業務の内容を変更することができる。

１４　その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項に疑義が生じた事項については、構成機関と受託者が協議して定めるものとする。

見積書の作成について

１　三木市・小野市・加西市・稲美町・播磨町

下記により３市２町の各ごみステーションからのガラスびん回収及び選別加工・再資源化に要する経費の見積書を作成すること。但し、上限額は、50,820,000 円（消費税込）とする。

①回収１車当たり単価
②回収総経費：回収１車当たり単価（①）×総回収車台数
③３市２町の合計年間委託料額：回収総経費（②）×12 月×1.1（消費税等）

※回収総経費は、回収費用（人件費、整備費、減価償却費、車検費、税金・保険費、燃料費等）、選別加工・再資源化費用などの１月分の費用
※見積書の作成に当たっては、回収総経費の中の各項目の金額の計算根拠を明確にすること。